

令和元年台風 19 号被災地での支援活動のためのボランティア保険 の取扱いについて

港区では、令和元年台風 19 号の被災地で支援活動を行う区民のボランティア保険料を助成します。

ボランティア保険の加入手続きは、港区社会福祉協議会のボランティア・地域活動支援係（みなとボランティアセンター）の窓口で、下記のとおり取扱います。

記

1. 対象
令和元年台風 19 号被災地でボランティア活動を行う区民
2. 期間
令和元年 10 月 15 日から当面の間
3. 手続き
港区社会福祉協議会の窓口へ直接お越しいただき、ボランティア保険の加入申込票に記載をお願いします。
4. その他
 - (1) 通常、ボランティア保険は窓口受付した翌日（午前 0 時）から有効となります。しかし、今回の令和元年台風 15 号、19 号による被害（災害救助法適用地域又は災害ボランティアセンターの設置された被害地域）に関するボランティア保険については、特例として、保険料入金（区民以外）を確認の上、窓口にて申込みを受け付けた時点から保険は有効となります。保険終期は当該年度の 3 月 31 日です。
 - (2) 台風 15 号の被災地での活動についても、以前ご案内した区民のボランティア保険の取扱い並びに保険適用期日について同様の扱いになっています。

【お問い合わせ】

港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係
電話 6230-0284